

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 1 2 回 会 議

平成 1 6 年 9 月 2 7 日 (月)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第12回会議

1 日時

平成16年9月27日(月)午後1時30分開会・午後2時59分閉会

2 場所

高松市役所13階大会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	中井弘	委員	桧山浩治
委員	井竿辰夫	委員	藤澤久文
委員	川田史郎	委員	佐藤好邦
委員	谷本繁男	委員	尾形洋一
委員	黒川恵	委員	河田澄
委員	大橋光政	委員	中村靖
委員	中條勲	委員	野田法子
委員	梶村傳	委員	蓮井正明
委員	大浦澄子	委員	植田満江
委員	三笠輝彦	委員	大林正孝

4 欠席委員 1人

委員	川田秀夫
----	------

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	黒川裕文
副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	尾形進
幹事	熊野實	幹事	出原忠憲
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 56人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	西川 典生
総務部会委員	小山 正伸	健康福祉部会委員	近藤 奨
総務部会委員	伊藤 憲二	健康福祉部会委員	和泉 孝治
総務部会委員			
企画財政部会委員			
市民部会委員	尾形 進 (幹事兼務)	環境部会長	多田 茂
環境部会委員			
都市開発部会委員			
土木部会委員			
企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	環境部会委員	山下 恭平
企画財政部会委員	井上 哲	環境部会委員	河田 輝彦
企画財政部会委員	岸本 泰三	環境部会委員	田中 豊彦
企画財政部会委員	森 覚	環境部会委員	宮武 敬三
企画財政部会委員			
産業部会委員	熊野 善博	環境部会委員	井上 協典
都市開発部会委員			
土木部会委員			
企画財政部会委員	青井 八千穂	産業部会長	田阪 雅美
産業部会委員		産業部会委員	池尻 育民
市民部会長	氏部 隆	産業部会委員	穴吹 学
市民部会委員	間島 康博		
市民部会委員			
健康福祉部会委員	出原 忠憲 (幹事兼務)	産業部会委員	川西 正信
環境部会委員			
健康福祉部会長	岡内 須美子	産業部会委員	山田 悟
健康福祉部会委員	香西 信行	産業部会委員	
健康福祉部会委員	富田 繁	都市開発部会委員	赤松 利幸
健康福祉部会委員	多田 昌永	農業委員会部会委員	
健康福祉部会委員	川田 喜義	都市開発部会長	中西 囿弘
健康福祉部会委員	岡本 英彦	都市開発部会委員	塩田 章
健康福祉部会委員	武上 浩一	都市開発部会委員	横田 幸三
		都市開発部会委員	氏部 幸男
		都市開発部会委員	宮武 茂基

土木部会長	久米憲司	教育部会委員	松木健吉
土木部会委員	稲垣基通	教育部会委員	熊野正樹
土木部会委員	山下功	教育部会委員	岩部一夫
土木部会委員	稲葉秀一	文化部会長	香西良治
土木部会委員	平尾洋二	文化部会委員	馬場朋美
教育部会長	塩津政春	文化部会委員	高橋広二郎
教育部会委員	藤田容三	文化部会委員	川崎正視
教育部会委員	上原直行	農業委員会部会	溝淵收

7 事務局

事務局長	林昇	調整班長	清谷文孝
事務局次長	加藤昭彦	調整班 兼計画班	松本修治
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井隆	調整班 兼計画班	林田競一
総務班長	和泉隆治	調整班 兼計画班	諏訪修司
総務班 兼調整班	安西正門	調整班 兼計画班	中村郁夫
総務班 兼調整班	森田大介		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

協議第29号 介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について
(第11回会議提案:継続協議)

協議第30号 障害者福祉事業(協定項目第24-6号)について
(第11回会議提案:継続協議)

協議第31号 高齢者福祉事業(協定項目第24-7号)について
(第11回会議提案:継続協議)

協議第32号 その他の福祉事業(協定項目第24-10号)について
(第11回会議提案:継続協議)

協議第33号 保健衛生事業(協定項目第24-11号)について
(第11回会議提案:継続協議)

協議第34号 環境対策事業(協定項目第24-13号)について
(第11回会議提案:継続協議)

協議第35号 農林水産関係事業(協定項目第24-15号)について
(第11回会議提案:継続協議)

協議第36号 交通関係事業(協定項目第24-17号)について
(第11回会議提案:継続協議)

協議第37号 学校教育事業(協定項目第24-21号)について
(第11回会議提案:継続協議)

協議第38号 社会教育事業(協定項目第24-22号)について
(第11回会議提案:継続協議)

協議第39号 文化振興事業(協定項目第24-23号)について
(第11回会議提案:継続協議)

- 協議第40号 建設計画（協定項目第25号）について
（第11回会議提案：継続協議）
- 協議第41号 合併の期日（協定項目第2号）について
- 協議第42号 商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）について
- 協議第43号 建設関係事業（協定項目第24-16号）について
- 協議第44号 その他の事業（過疎地域の指定及び計画）（協定項目第24-24号）について
- 協議第45号 その他の事業（情報公開制度）（協定項目第24-24号）について
- 協議第46号 その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-24号）について
- 協議第47号 その他の事業（ケーブルテレビ事業）（協定項目第24-24号）について
- 協議第48号 その他の事業（水問題対策）（協定項目第24-24号）について
- 協議第49号 その他の事業（塩江町老人福祉センター）（協定項目第24-24号）について
- 協議第50号 その他の事業（各種スポーツイベント事業）（協定項目第24-24号）について
- 協議第51号 その他の事業（農業経営者協会）（協定項目第24-24号）について

4 その他

- (1) 住民説明会について
- (2) 現地視察について
- (3) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第12回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

また、この機会をおかりいたしまして、一言、御礼を申し上げたいと存じます。

去る8月末の台風16号に伴う高潮被害の復旧対応に際しましては、塩江町御当局を初め、関係各位の温かい御支援、御協力を賜りましたこと、この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

おかげをもちまして、先週末、災害復旧関係の予算の議決をいただき、災害対策本部も一応、解散ということになりました。今後とも、いろいろ皆さん方のお力をおかりすることが多いと存じますが、どうか、よろしく願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

それでは、ただいまから会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員には、大橋光政委員さんと藤澤久文委員さんのお二人をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)協議事項ですが、初めに協議第29号介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)についてから協議第33号保健衛生事業(協定項目第24-11号)についてまでを一括して議題といたします。

なお、協議第29号から協議第33号までの5件については、前回、第11回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、改めて、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第29号から協議第33号までの5件につきまし

て、提案内容を御説明いたします。

会議資料の1ページをお開き願います。

まず、協議第29号介護保険事業の取扱いについてでございますが、提案内容はページの中ほどでございますように、「介護保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合するものとする。」というものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

協議第30号障害者福祉事業についてでございますが、提案内容は中ほどでございますように、「障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

協議第31号高齢者福祉事業についてでございますが、提案内容は中ほどでございますように、「高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。塩江町の単独福祉訪問事業については、合併時に廃止する。」というものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

協議第32号その他の福祉事業についてでございますが、提案内容は、中ほどでございますように、「その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。特定患者援護事業及び原子爆弾被爆者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう調整するものとする。緊急通報装置貸与等事業の塩江町地域における通

報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。配食サービス事業の塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象者とみなすものとする。」というものでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

協議第33号保健衛生事業についてでございますが、提案内容は中ほどでございますように、「保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。塩江町地域のデイケアについては、現行のとおり実施するものとする。塩江町保健福祉総合施設については、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐものとする。塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

協議第29号から協議第33号までの提案内容につきましては、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第29号から協議第33号までの5件について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第29号から協議第33号までの5件について、一括お諮りいたします。

協議第29号から協議第33号について、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第29号から協議第33号までの5件については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第34号環境対策事業（協定項目第24-13号）についてから協議第36

号交通関係事業（協定項目第24-17号）についてまでを一括議題といたします。

なお、協議第34号から協議第36号までの3件につきましても、前回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の16ページをお開き願います。

まず、協議第34号環境対策事業についてでございますが、提案内容は中ほどにございますように、「環境対策事業については、高松市の制度に統一する。塩江町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できるものとする。塩江町における、ごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。塩江町におけるごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。塩江町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。」というものでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

協議第35号農林水産関係事業についてでございますが、提案内容は中ほどにございますように、「農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。塩江町の林道については、高松市の林道として引き継ぐものとする。塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。イノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおり実施するものとする。塩江町の農林施設、重要稚仔放流事業、地籍調査事業及び農業集落排水事業については、高松市に引き継ぐものとする。塩江町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。」というものでございます。

続きまして、22ページをお開き願います。

協議第36号交通関係事業についてでございます。提案内容は中ほどにございますように、「交通関係事業については、高松市の制度に統一する。塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたして

おりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第34号から協議第36号までの3件について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第34号から協議第36号までの3件について、一括お諮りいたします。

協議第34号から協議第36号について、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第34号から協議第36号につきまして、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第37号学校教育事業（協定項目第24-21号）についてから協議第39号文化振興事業（協定項目第24-23号）についてまでを一括議題といたします。

なお、協議第37号から39号までの3件についても、前回会議で継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは御説明いたします。

会議資料の25ページをお開き願います。

まず、協議第37号学校教育事業についてでございますが、提案内容は中ほどにございますように、「学校教育事業については、高松市の制度に統一する。塩江町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐものとする。塩江町地域で実施している、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続するものとする。塩江町地域の学校給食及び奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するも

のとする。」というものでございます。

続きまして、28ページをお開き願います。

協議第38号社会教育事業についてでございますが、提案内容は中ほどにございますように、「社会教育事業については、高松市の制度に統一する。塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として取り扱うものとする。」というものでございます。

続きまして、31ページをお開き願います。

協議第39号文化振興事業についてでございますが、提案内容は中ほどにございますように、「文化振興事業については、高松市の制度に統一する。塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第37号から協議第39号までの3件について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第37号から協議第39号までの3件について、一括お諮りいたします。

協議第37号から協議第39号について、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第37号から協議第39号につきましては、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第40号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

なお、協議第40号については、前回の第11回会議において財政計画を除く案を提案いたしておりますが、その後、合併協議会の委員の御意見等を踏まえ、両市町で再度、調整の上、財政計画を追加し、改めて提案するものでございまして、次回、第13回会議において意思集約を図ることといたします。

それでは、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第40号建設計画（協定項目第25号）について

説明いたします。

別とじの附属資料、建設計画分と書いている資料でございますけど、右肩に、その2と書いております附属資料でございます。こちらをごらんください。

本日は、前回の協議会会議に提案いたしました建設計画案に財政計画を追加いたしますとともに、委員の皆様の御意見等を踏まえ、両市町で調整し、修正いたしましたので、その要点を説明いたします。

まず、財政計画について説明いたします。

46ページをお開きください。

第5章財政計画でございます。

財政計画につきましては、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、予定する事業について、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的な展望に立ち、適切な財政運営を図ることを目的として策定される計画でございます。本合併協議会で決定した建設計画の策定方針におきましても、合併特例法の特例措置などによる支援制度を活用するとともに、地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において、健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定することとなっております。

まず、1-1の財政計画の基本的な考え方でございますが、歳入・歳出の項目ごとに現行制度を基本として、過去の実績等を勘案しながら、計画の対象期間については、次の協議第41号で提案いたしておりますが、合併の期日については、平成17年9月とし、合併年度及びこれに続く10年間、つまり平成17年度から27年度までの11カ年について、普通会計ベースで推計いたしております。

この普通会計とは、自治体ごとにさまざまな特色があり、各会計の区分が異なっているため、一定の基準で相対的に財政比較をするために、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分でございます。一般会計と、自治体にほぼ共通して設置される特別会計を合算した会計でございます。なお、水道、病院など公営企業会計等は除かれております。

この財政計画作成に当たりましては、健全な財政運営を基本に、合併に伴う経費節減、国や県の財政支援制度等を勘案いたしております。

次に、1-2の歳入・歳出の考え方でございますが、(1)の歳入のうち、の地方税・地方譲与税・交付金は、過去の実績、今後の経済見通し等を踏まえる中で、現行で決定されている制度を基本として推計しております。なお、地方税は不均一課税などの経過

措置を見込んでおります。

次に、 の地方交付税等は、臨時財政対策債を含む現行の普通交付税制度に基づき、平成16年度の交付税額を基本に、若干減少させ、推計いたしました。

また、合併算定替や合併特例債の元利償還金に係る交付税措置など、合併に対する財政支援措置を見込んで推計しております。

次に、 の国庫支出金・県支出金は、現行の制度を基本とし、過去の実績等を勘案するとともに、合併に伴い措置される補助金等の財政支援措置を見込み、推計しております。

次に、 の地方債は、建設計画の事業実施に伴う合併特例債について、事業費100億円、起債額95億円として推計するほか、通常の事業債として、平成16年度を基本として発行額を見込んで推計しております。

のその他は、使用料及び手数料や諸収入などでございますが、過去の実績等を見込んで推計しております。

次に、(2)の歳出でございますが、まず、 の人件費は、合併後の退職者補充の抑制などによる一般職の職員の削減や特別職・議員等の減員などを見込んで推計しております。

次に、 の扶助費は、過去の実績等を踏まえ、全体の平均伸び率を2.9%で推計しております。

次に、 の公債費は、合併前までに借り入れる地方債の元利償還金を算出した上で、建設計画の事業実施に伴う合併特例債など、計画の期間中に発行する地方債を現行利率2.0%で積算した元利償還金を加算して推計しております。

次に、 の物件費・補助費等は、過去の実績等を踏まえ、経費節減を前提に、合併による合理化・効率化を見込んで推計しております。

次に、 の投資的経費は、建設計画に基づく合併特例債対象事業等のほか、その他の普通建設事業費として、平成16年度を基本に、市単独事業を毎年5%減で推移させた上で推計しております。

また、 の維持補修費を初めとするその他経費につきましては、過去の実績等を踏まえ推計しております。

次の48ページをお開きください。

ただいま御説明しましたような考え方をもとに推計いたしましたのが、48ページの財政計画でございます。歳入では地方税など8項目、歳出では人件費など7項目につい

て、平成17年度から平成27年度までの期間、推計したものでございます。

次に、参考資料として、合併に伴う効果を一覧表にしたA4の1枚ものの資料をお配りしておりますので、ごらんいただければと存じます。

計画期間中、議員報酬等で約5億6,000万円、塩江町の特別職報酬で約4億4,000万円、塩江町の農業委員会委員等の各種委員報酬で約4,000万円、また、職員給与につきましても、塩江町の退職不補充と現行の高松市の職員1人当たりに対する住民数を基本に、合併後の職員数の目安を算出し、計画期間中の約10年間で40人の一般行政職員を削減することにより、約13億3,000万円の減を見込み、人件費全体では約23億7,500万円の効果を見込んでおります。

また、物件費は、コンピューターの使用料などが不用になることなどを勘案し、塩江町の現在の年間の物件費約4億6,000万円の半額が節減できると仮定し、計画期間中で24億1,500万円の効果を見込み、合計で約47億9,000万円の節減が図れるものと試算いたしました。

以上が財政計画でございます。

次に、建設計画の中の主な修正点について御説明いたします。

まず、その2の附属資料の方でございますけれども、まず、1ページをお開きください。

1ページから2ページにかけての合併の考え方につきましては、字句の挿入や文節の整理を行いました。例えば、1ページの合併の考え方の2行目に財政面、行政運営面を問わず、という字句を挿入して、行財政環境の厳しさを強調いたしております。

次に、3ページをお開きください。

(3)の計画の期間でございますが、後ほど提案いたします合併の期日に合わせ期間を明示いたしました。平成17年度(合併の日)から平成27年度とします、と修正いたしております。

次に、4ページをお開きください。

第1章の高松市と塩江町の概況につきましては、データ等を再確認の上、適宜、図表等の修正を行っております。

次に、17ページをお開きください。

新しいまちづくりの理念でございますけど、ここでは下から6行目以降を変更いたしました。文節の構成等を見直し、文章を整理したもので、その趣旨に変更はございません。

ん。

次に、27ページをお開きください。

27ページでは、エリア別の機能整備の方向をわかりやすくするため、イメージ図を挿入いたしております。

次に、31ページをお開きください。

中ほどの(1)自然環境の保全と共生に基づくまちづくりのうち、森林の保全と活用につきまして、前回の協議会会議での森づくりに対する意見等を踏まえまして、重点取組み事項である市民の森づくりの考え方を明らかにする文章に修正いたしております。

具体的には、2行目中ほどに「安定的な財源の確保に努める中で、」という文章を挿入いたしますとともに、その下の4行目中ほど以降で「住民と行政が協働して森林の保全に努め、市民の森づくりを進めます。」と修正を行っております。

以上、簡単ではございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第40号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでしたら、協議第40号につきましては、次回第13回会議で改めて質疑及び協議を行うことといたします。

次に、協議第41号合併の期日(協定項目第2号)についてを議題といたします。

なお、合併の期日につきましては、昨年7月に開催した第2回会議で、現時点において平成17年3月31日を目標とすることを確認しておりますが、その後の協議の進捗状況等を踏まえ、このたび、具体的な合併の期日について、改めて協議を求めようとするものでございまして、次回、第13回会議で意思集約を図ることといたします。

それでは、協議第41号について、事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料の35ページをお開き願います。

協議第41号合併の期日についてでございますが、この合併の期日につきましては、ただいまも、議長から発言がございましたように、昨年の7月に開催いたしました第2回会議におきまして、より具体的な期日は改めて提案することとした上で、「現時点において、平成17年3月31日を目標とする。」ことが確認をされております。これまで来年

3月までの合併を念頭に協議を進めてきたところでございます。

しかしながら、協議の進捗状況が当初の予定より大幅に遅れており、今後の市町議会の議決や知事への申請、県議会での議決、総務大臣への届け出という、一連の手續や電算システムの統合や、条例・規則等、例規の制定・改正などの準備作業を考えると、来年3月末までの合併は、極めて厳しい状況となってまいりました。

一方で、さきの合併特例法の改正によりまして、本年度末までに両市町議会での議決を経て、県知事への合併の申請を行えば、平成18年3月31日までに合併したものについても、引き続き、国の財政支援措置等が適用されることとなりました。このような状況も勘案し、両市町で協議いたしました結果、今回、具体的な合併の期日について、ページの中ほどの枠の中にございますように、「合併の期日は、平成17年9月26日とする。」と提案させていただいたところでございます。

この合併の期日を選定した理由でございますが、まず、議会の議決により、両市町の合併が確定した後、ただいまも、申し上げました電算システムの統合や例規改正の作業を初め、行政組織機構の整備、職員配置の対応など、準備作業にいずれも相当の期間を要すること。また、電算システムの円滑な移行に当たっては、3連休程度の休日明けの合併が望ましいことのほか、年度当初の平成17年度事業の着手等事務のふくそう、5月末の出納閉鎖、その後の決算整理・調製、10月以降の次年度予算編成作業、議会の定例会開催日程などを総合的に勘案いたしました結果、合併の期日として平成17年9月26日を選定したものでございます。

なお、合併特例法に基づく国の財政支援措置等を受けるため、平成17年3月31日までに両市町の議会の議決を経て、香川県知事へ申請するものです。

以上で協議第41号合併の期日についての説明を終わります。よろしく御協議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第41号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

中村委員 中村でございます。今までの確認事項、過去の確認としては17年3月31日为目标といたしておりまして、今度、新たに17年9月26日ということになりましたが、多様な、多くの協議事項等で、例えば、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するとかっていうふうに、いろんなところで確認をしまいいりましたが、今までの3月31

日という場合であれば、翌日から翌年度に入りますが、これからは6カ月間余、塩江の制度はそのまま、例えば引き継いで18年4月1日から高松市の制度にというふうなことでよしいわけですね。それをちょっと確認だけいたしておきたいと思います。過去の確認とかなり大幅に違っておりますので……。

事務局長 事務局から説明をいたします。

ただいま御指摘いただきましたように、合併協定項目の調整内容において、合併年度は現行のとおりとか、合併年度の翌年度からとか、3年間の経過措置とか、いろいろ対応が異なるものがございます。

このようなことについて、基本的には、これまでの合併の期日の調整の結果に基づいて対応してきたところでございますが、改めて提案をするということで取り扱ってきておまして、今回、改めて提案する合併の期日が、平成17年9月26日ということでございまして、それに変わりましたも、合併年度というものについては、特段の事情がない限り変更はないというふうに理解をいたしております。

なお、特段の事情というものが、いろいろな法律あるいは制度上の問題、あるいは事務手続上の問題等において、年度の間段階で合併することによって、どうしてもそれは変更しなければならない、そうしなければ、市民サービス等において不都合が生ずるというような場合においては、今後、最終的に合併協定書の調印をするまでに、この修正等が必要があれば、それについて行うということで対応させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第41号につきましては、次回第13回会議で改めて質疑及び協議を行うことといたします。

次に、協議第42号商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）についてを議題といたします。

なお、これからの協議第42号から協議第51号までの10件につきましては、会議規程に基づき、原則として、本日の会議では提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回第13回会議で改めて意思集約を図ることといたしております。

それでは、協議第42号について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第42号について御説明いたします。

会議資料の36ページをお開き願います。

協議第42号商工・観光関係事業についてでございますが、商工・観光関係事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。塩江温泉郷の国民保養温泉地指定については、高松市に引き継ぐものとする。塩江町が実施している観光イベントの補助については、合併後も継続して行うものとする。塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとする。塩江町の観光案内所の管理運営については、現行のとおりとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料により御説明させていただきます。

この後でございますが、資料のうちで右肩にその3と書かれております附属資料の新規提案分という資料、これをごらんいただきたいと存じます。右肩にその3と書かれております新規提案分の附属資料でございます。

附属資料の表紙の目次にございますように、これから御説明いたします新規提案分の附属資料50ページほどございます。説明の都合によりまして、両市町に違いのある、差異のある点を中心に、ポイントを絞って説明させていただきますので、この点、御了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、附属資料の2ページをお開き願います。

中小企業指導団体等育成について御説明いたします。

まず、1の中小企業指導団体補助でございますが、高松市では条例等に基づき、高松商工会議所、高松市山田商工会など、7つの団体に対して助成を行っております。

一方、塩江町におきましても、条例に基づき塩江町商工会など2つの団体に補助金を支出いたしておりますが、その補助内容、対象団体に差異がございます。

また、6の審議会につきましては、両市町でそれぞれ設置いたしておりますが、委員の構成に差異がございます。

対応策でございますが、ページ右側の中ほどにございますように、商工会につきましては、香川県においても、同一の市域内に複数存在することが適当でないとの考え方を示し

ており、合併後の市の一体化を図るため、速やかな統合を促すこととし、一方で塩江町地域における商工業の急激な変化を防ぐため、塩江町商工会に対する補助については、3年度の経過措置を講ずることとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

中小企業勤労者福祉制度でございます。

高松市では、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図るため、3ページから5ページにかけて記載をしておりますような各種の事業を実施いたしておりますが、塩江町には同様の制度がございませんことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきます。

企業誘致推進でございます。

両市町では、条例に基づき、記載のような内容で企業誘致を行っておりますが、制度の内容に差異がございます。また、塩江町では、昭和59年度に条例を制定をいたしておりますが、現在まで適用事例はございません。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

中小企業等融資制度でございます。

まず、1の審査委員会でございますが、高松市では、現在、融資制度の迅速かつ効率的な運用を図るため、融資案件に係る審査委員会は設けておりませんが、塩江町におきましては、6名で構成する審査委員会を設置いたしております。

また、2の中小企業融資につきましても、融資金額等、内容に差異がございます。

また、3から5の融資制度は、高松市だけの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

計量検査事業でございます。

高松市におきましては、中核市として市が実施いたしておりますが、塩江町におきましては、香川県が同様の業務を実施いたしております。

また、検査会場につきましては、高松市では各地区の公民館等で実施いたしております

が、塩江町では役場本庁及び各支所において実施いたしておりますことから、対応策といたしまして、実施機関を香川県から高松市に移行する。検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう合併時まで調整することとし、調整案としては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきます。

高松テルサ運営事業でございます。

本施設につきましては、塩江町に同様の施設がございませんことから、調整案としては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

観光振興計画でございます。

高松市では、平成10年11月に観光振興計画を策定いたしておりますが、塩江町では観光振興計画を策定いたしておりませんことから、対応策といたしましては、観光振興計画については、合併後、速やかに塩江町地域を含めた計画に見直すこととし、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきます。

地域指定でございます。

塩江町では、塩江温泉郷が平成14年3月29日に環境省から国民保養温泉地の指定を受けておりますことから、調整案といたしまして、「塩江温泉郷の国民保養温泉地指定については、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

観光イベント振興事業でございます。

高松市では、さぬき高松まつりなど4つの観光イベントの実施に対しまして、補助を行っております。

一方、塩江町におきましても、さくらまつり、ホテルまつり、温泉まつり、もみじまつり、塩江温泉感謝祭、竜王山山開きの6つの観光イベントの実施に対し補助を行っております。

対応策でございますが、塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら合併時まで調整することとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。塩江町が実施している観光イベントの補助については、合併後も継続して行うものとする。」とした

ところでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

観光協会等の育成でございます。

まず、1の観光協会等でございますが、高松市では財団法人高松観光コンベンション・ビューローが観光及びコンベンションに関する事業を実施しており、一方、塩江町では、塩江町観光協会が塩江4大まつりの開催など観光振興に資する事業を実施しており、市町がそれぞれ補助を行っております。

次に、2の地区観光協会等でございますが、高松市では10の地区観光協会がございまして、それぞれの団体に対し、運営補助等の支援を行っておりますが、塩江町では地区の観光協会はございません。

次に、16ページの3の観光関連団体補助でございますが、高松市では該当はございませんが、塩江町では温知会など、3つの観光関連団体に対しまして、記載のような内容で補助を行っております。

対応策でございますが、塩江町観光協会については、高松市の地区観光協会として取り扱うものとする。塩江町観光協会への補助額等については、その事業内容等を踏まえ、合併時まで調整する。塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

観光施設運営等事業でございます。

塩江町には、1の温泉等施設、2の温泉水配水施設、3の物産品等展示販売施設、19ページの5のイベント広場がございますが、高松市では当該施設は設置しておりません。

また、4の観光案内所につきましては、高松市では財団法人高松観光コンベンション・ビューローに管理を委託しており、塩江町では塩江温泉旅館飲食協同組合が実施しており、町がその運営補助を行っております。

調整案でございますが、17ページにございますように、「塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとする。塩江町の観光案内所の管理運営方法については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、20ページをお開き願います。

20ページの競輪運営事業と、次の21ページの中央卸売市場運営事業につきまして

は、塩江町には該当がございませんことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上で、協議第42号商工・観光関係事業の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第42号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

蓮井委員 蓮井と申します。商工会のことについて、ちょっとお願いがあるんですけど。

36ページの協定項目については、一応、高松市の制度に統一するという形で、前回もお聞きしたんですが、今、現在、商工会自体が香川県全域におかれまして、各市町の合併において3年以内に合併するという形になっておりますので、できましたら、その3年以内に、この高松市周辺の今現在、6町ですかね、私ども入れて、商工会がありますので、できましたら、その3年後に統一するときに、6町の商工会と高松市の関係、市との話し合いですね、それをお願いしたいと思ひまして、その点、配慮の方を、運営上の配慮をよろしくお願いしたいと思ひます。

議長（増田会長） はい、わかりました。その点については、十分配慮させていただくということにしたいと思ひます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第42号につきましては、次回第13回会議で改めて意思集約を行うことといたします。

次に、協議第43号建設関係事業（協定項目第24-16号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の39ページをお開き願います。

協議第43号建設関係事業についてでございますが、提案内容はページ中ほどにございますように、「建設関係事業については、高松市の制度に統一する。塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐものとする。塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

急傾斜地崩壊対策事業に係る塩江町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。水防に係る塩江町住民への周知方法については、現行のとおりとする。塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との差が生じないように調整するものとする。」というものでございます。この調整内容につきましては、先ほどの附属資料により説明させていただきます。

附属資料の23ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料新規提案分の23ページでございます。

建設関係事業に関する資料のうち、まず、用途地域でございますが、23ページの1の概要でございますように、高松市では、本年5月17日に市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きの廃止にあわせ、1市6町からなる高松広域都市計画区域に再編され、市の都市計画区域は島嶼部と山田地区の4町を除く1万6,195ヘクタールとなっております。このうち、旧市街化区域につきましては、良好な市街地環境の形成や機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形態を誘導する12種類の用途地域を指定いたしております。

一方、塩江町では都市計画区域外で用途地域を指定いたしておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと存じます。

屋外広告物規制でございますが、高松市は中核市として、高松市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可等の規制事務を行うことにより、美観風致の維持や公衆に対する危害の防止に取り組んでいるところでございます。

一方、塩江町におきましては、県において同様の業務を実施いたしておりますが、調整案としては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

25ページの1の建築審査会の設置から27ページの10のその他建築に関する指導までの建築指導につきましては、高松市では特定行政庁として市が実施いたしております。

一方、塩江町におきましては、一部実施していないものもございしますが、大半を香川県において同様の業務を行っておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、28ページをお開き願います。

28ページの1の開発審査会の設置から29ページの5の道路位置指定までの開発指導

につきましては、高松市では中核市として市が実施いたしております。

一方、塩江町では、おおむね県が同様の業務を実施しておりますことから、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、30ページをお開き願います。

30ページの1の建築物の検査から31ページの4の仮設建築物の検査までの建築物等検査につきましては、高松市では特定行政庁として市が実施しております。

塩江町では、同様の業務を県が実施しておりますことから、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、32ページをお開き願います。

1の建築確認申請審査から4の関係法等に関する審査までの確認申請審査につきましては、先ほどと同様に、高松市は特定行政庁として市が実施しておりますことから、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、33ページをお開き願います。

市・町道路等について御説明いたします。

まず、両市町の現況のうち、1の道路状況、2の市・町道延長、3の市・町管理橋梁については、資料に記載のとおり状況でございます。

また、4の認定基準でございますが、高松市では道路法第8条の規定に基づく市道として認定する際には、市道認定基準要綱により、基準を満たしたものについて認定いたしておりますが、塩江町では現在のところ、特段の基準を設けておりません。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと存じます。

道路維持管理でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町ではそれぞれが管理する道路につきましては、同様の維持管理を実施しておりますことから、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、35ページをお開き願います。

道路愛護団体でございます。

高松市では、市道周辺の自治会等の団体において組織された13の道路愛護団体であるたかまつマイロードにより、道路の清掃・緑化活動などを協働して行っており、清掃用具の支給や傷害保険の加入費用の負担などの支援を行っております。

一方、塩江町では、37の道路愛護会が組織され、高松市と同様の活動を行っておりますが、各道路愛護会に対し、補助金を交付いたしております、支援内容に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

急傾斜地崩壊対策事業でございますが、両市町では県の補助要綱の採択基準を満たすことを前提に事業を実施いたしておりますが、3の採択基準等がございますように、採択基準及び事業費負担区分に差異がございます。

対応策といたしましては、塩江町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。なお、合併後において、高松市の制度の見直し等について検討するものとするとし、調整案は、「塩江町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、37ページをお開き願います。

水防対策でございますが、両市町では、水防法に基づき、それぞれ水防計画を作成し、水防対策を行っておりますが、4の水防本部の設置時期、5の避難勧告等の住民への周知方法等について差異がございまして、塩江町では全戸を対象として、ケーブル電話サービス告知放送及びケーブルテレビにより、避難勧告等を周知することといたしております。

対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。なお、水防計画については、塩江町地域を含めた計画の見直し等を行うものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

次に38ページの市・町営住宅をごらんいただきたいと存じます。

38ページと次の39ページには、市・町営住宅の現況を記載いたしておりますが、1の住宅の種類、2の申込み資格に差異がございます。

また、3の住宅使用料につきましては、高松市の制度に統一する場合、家賃算定用係数に係る塩江町営住宅の利便性係数を変更する必要があるがございます。

また、次のページの4の駐車場使用料以下の項目についても、両市町で差異がござい

す。

対応策でございますが、38ページでございますように、高松市の制度に統一する。塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとする。申込み資格については、高松市の制度に統一する。塩江町の住宅使用料については、塩江町の利便性係数を変更し、現家賃との差が生じないように調整するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との差が生じないように調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、40ページをお開き願います。

特定優良賃貸住宅制度でございますが、高松市では記載の内容で事業を実施しておりますが、塩江町では当該事業を実施しておりませんことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上で協議第43号建設関係事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第43号について、御質問等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第43号につきましては、次回会議で改めて意思集約を行うことといたします。

次に、協議第44号その他の事業（過疎地域の指定及び計画）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の42ページをお開き願います。

協議第44号その他の事業（過疎地域の指定及び計画）についてでございますが、提案内容は、中ほどでございますように、「過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定（市町村の合併があった場合の特例）に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐものとする。」というものでございます。

内容につきましては、附属資料で御説明をいたします。

附属資料の42ページをお開き願います。42ページでございます。

過疎地域の指定及び計画でございますが、現況欄でございますように、塩江町は平成12年度に施行された過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、2にございますように、塩江町過疎地域自立促進計画を策定し、各種の施策を推進しているところでございます。

なお、現況欄の下側に参考として記載しておりますように、いわゆる過疎法では市町村の合併があった場合の特例として、過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち、旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用すると規定いたしております、平成22年の3月31日まで適用されることとなっております。

調整案でございますが、「過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定（市町村の合併があった場合の特例）に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上で、協議第44号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第44号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第44号につきましても、次回会議で改めて意思集約を行うことといたします。

次に、協議第45号その他の事業（情報公開制度）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料43ページをお開き願います。

協議第45号その他の事業（情報公開制度）についてでございますが、提案内容は中ほどでございますように、「情報公開制度については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

それでは、附属資料により、その調整内容を説明させていただきます。

附属資料43ページをごらんいただきたいと思います。

情報公開制度でございます。

現況のうち、まず1の制度の概要でございますが、公開対象につきましては、高松市

が、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面等で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているもの、となっているのに対しまして、塩江町では、職員が職務上作成し、または取得した文書、図面等で、決裁または閲覧の手続が終了し、実施機関において管理しているもの、となっており、市町でその取り扱いが異なっております。

また、公開請求者につきましても、高松市はだれでも請求できるとなっているのに対しまして、塩江町は町内に住所を有する者、町内の事業所等に勤務する者、または利害関係を有する者と制限をされております。

また、2の公開方法における写しの交付に要する費用、及び3の審査会の委員の任期に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で、協議第45号についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第45号について、御質問等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第45号につきましても、次回会議で改めて意思集約をさせていただきます。

次に、協議第46号その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-24）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料44ページをお開き願います。

協議第46号その他の事業（外部監査制度）についてでございますが、提案内容は中ほどでございますように、「外部監査制度については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

それでは、附属資料の44ページをごらんいただきたいと思います。

44ページの外部監査制度でございます。

この制度は、平成9年の地方自治法の一部改正に伴いまして、11年度から都道府県、政令市及び中核市に導入が義務づけられたものでございまして、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を行うことで、地方公共団体の監査機能

を充実し、公費執行に係る住民の信頼性を向上させることにより、適正な行政運営を確保するもので、年度を契約の単位として、毎会計年度、外部監査法人与契約し、年1回以上財務に関する事項について監査を受け、その結果の報告を受けることとしているものでございます。

この制度につきましては、高松市だけの制度でございますことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第46号について、御質問等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第46号につきましても、次回会議で改めて意思集約をいたします。

次に、協議第47号その他の事業（ケーブルテレビ事業）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料45ページをお開き願います。

協議第47号その他の事業（ケーブルテレビ事業）についてでございますが、提案内容は、中ほどにございますように、「塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐするものとする。」というものでございます。

調整内容につきましては、附属資料で御説明申し上げます。附属資料45ページをごらんいただきたいと思います。

ケーブルテレビ事業でございます。

現況でございますが、高松市では市政情報専用チャンネル「いきいき高松」を高松ケーブルテレビの5チャンネルで株式会社ケーブルメディア四国の施設を利用し、運営いたしております。

提供情報等は、3に記載しているとおりでございます。使用料につきましては、次のページの4使用料のとおり、月額で840円となっております。

一方、塩江町では、平成15年度において整備した塩江町ケーブルテレビ「ぴかチャンネル」を直営により運営いたしております。提供情報等は記載のとおりでございます

が、使用料につきましては、月額で500円となっております。

また、町内の電話料金が無料となるIP電話等が利用できるなど、独自のケーブル電話サービスも行っているところでございます。

対応策でございますが、塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐものとする。運営形態については、当分の間、高松市が直営で運営するものとする。塩江町地域におけるケーブル電話サービスについては、現行のとおり実施する。塩江町地域における使用料については、当分の間、現行のとおりとするとし、調整案は、「塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上で協議第47号についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第47号について、御質問等がございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

佐藤委員 塩江の佐藤でございます。使用料につきましては、先ほどの340円の月差異があるということで、この対応策でございますが、塩江地域における使用料については、当分の間、現行のとおりというふうになっておりますけども、当分の間というのが1年のものか、2年のものか、そういうのが明確化されてない。ある程度の期間、塩江町の使用料500円ということで継続をしていただきたいということで発言をさせていただき、要望いたしておきます。

議長（増田会長） 私も、3年とか5年であれば、3年とか5年とか書いてますから、それ以上だろうとは思いますが、ちょっと……。

事務局長 それについては、ちょっと部会の方から説明をしていただきます。

答弁席でお願いします。

伊藤総務部会委員 総務部会の伊藤でございます。座って御説明いたします。

当分の間ということでございますが、これが15年度に設置されておまして、お伺いしましたところ、まだ国の会計検査等もお受けしていないという状況にあると聞いております。

国の方針といたしまして、例えば、会計検査を受けて、どのような形になるか、国が、例えば直営でなければならないというものなのか、少なくとも施設の更新までは国の直営で、国の方でといたしますか、町の方で置いておかなければならないというか、そのあたり

がはっきりいたしておりませんので、ここでは当分の間という形にさせていただいております。

なお、一般的な例でお聞きしたところでは、国の会計検査を5年間の間に受けるということですので、少なくとも5年間書類等も置く必要がありますから、そういったことにもなるのかなというふうに、なお、今、国の方に県を通して問い合わせをさせていただいております。

以上でございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

佐藤委員 じゃ、例えば、会計検査が、来年度会計検査があるとしたすと、これ補助金の適正化法の関係もあると思ひまして、恐らく効果検査と、そういうもので対象になるものか、それとも現地検査でというふうにとらえたらいいものか……。

伊藤総務部会委員 ちょっとそのあたりは、まだ詳しいところの連絡が来ておりませんので、何とも言えないんですが……。

佐藤委員 それでは、会長さんに、当分の間を長い間というふうに提案をお願いします……。

議長（増田会長） 私もそう思っただけで、事務局の方のそういう何かがあれば、それに従わないかんでしょうけど。できるだけ、御要望に沿いたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第47号につきましても、次回改めて意思集約を行うことといたします。

次に、協議第48号その他の事業（水問題対策）（協定項目第24 - 24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料46ページをお開き願います。

協議第48号その他の事業（水問題対策）についてでございますが、提案内容は、中ほどでございますように、「水問題対策については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

附属資料で現況を説明申し上げます。47ページをお開き願います。

47ページの水問題対策でございますが、高松市では水問題対策として、資料に記載のような各種の制度等を設けております。

一方、塩江町では制度がございませんことから、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上、簡単ではございますが、協議第48号についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第48号について、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

はい、どうぞ。

中村委員 水循環健全化計画は、これは今までいろんな計画については、合併後、塩江町地区を組み入れる形で計画を変えていきますと、策定しますというふうなことを書いてありますが、この計画、現在、水循環健全化計画につきましては、そういう高松市という区域の中で考えられるので、わざわざ塩江地区ということ、合併に対応した形で計画を変える必要はないということなんでございましょうか。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局長 詳しいことについて説明が必要であれば、部会の方からお願いしたいわけですが、今、御指摘がありましたように、この健全化計画については、基本的には、理念的な考え方を整理したものでございまして、それに基づきまして、具体的に事業が展開されると。その事業については、もう市域全体ですので、特にどこからどこまでという特定のものは無いということでございまして、御指摘のとおり対応は可能というふうにご考えております。

以上でございます。

中村委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第48号につきましても、次回会議で改めて意思集約をさせていただきます。

次に、協議第49号その他の事業（塩江町老人福祉センター）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料４７ページをお開き願います。

協議第４９号その他の事業（塩江町老人福祉センター）についてでございますが、提案内容は、中ほどでございますように、「塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。」というものでございます。

調整内容につきまして、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料４９ページをお開き願います。

塩江町老人福祉センターでございます。この塩江町老人福祉センターは、通称、奥の湯温泉といわれる温泉を活用した老人福祉センターでございます。現況欄に記載のとおり、高松市における同種の老人福祉センターである、高松市ふれあい福祉センター勝賀と比較いたしまして、設備面において、高松市の勝賀には、浴室のほか、機能回復訓練室、健康相談室、生活相談室等を有しておりますが、塩江町老人福祉センターにおきましては、浴室のほか、休憩室や宿泊室、食堂、売店等を有しております。

また、施設の管理運営形態について、高松市では財団法人高松市福祉事業団へ委託しておりますが、塩江町では直営で運営いたしております。

また、使用料のうち、浴室の使用料につきましては、高松市の勝賀は、市内高齢者３００円、子供２００円、その他３９０円であるのに対しまして、塩江町は町内高齢者１００円、町外の高齢者３００円、子供２００円、その他４５０円となっております。

このように、塩江町老人福祉センターは温泉施設でございます。高松市の同種の老人福祉センターであるふれあい福祉センター勝賀と比べて、設備、管理運営形態、浴室使用料等に差異がございます。

対応策でございますが、塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとする。管理運営形態については、現行のとおりとする。ただし、施設の円滑な運営に支障が生じないよう、管理運営等について、合併時までに調整する。浴室使用料の区分については、町内、町外を市内、市外とし、使用料については、現行のとおりとするとし、調整案は、「塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上で、協議第４９号についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第４９号について、御質問等がござ

いましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第49号につきましても、次回会議で改めて意思集約を行うことといたします。

次に、協議第50号その他の事業（各種スポーツイベント事業）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料48ページをお開き願います。

協議第50号その他の事業（各種スポーツイベント事業）についてでございますが、提案内容は中ほどにございますように、「各種スポーツイベント事業については、高松市の制度に統一する。ただし、東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続するものとする。」というものでございます。

調整内容につきましては、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料50ページをごらんいただきたいと存じます。

各種スポーツイベント事業でございます。

現況欄にございますように、両市町とも記載のようなスポーツイベントを開催しておりますが、両市町で類似のイベントがありますほか、塩江町のスポーツイベントにつきましては、参加対象や実施場所が塩江町地域に限定されるものがございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

以上で、協議第50号についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第50号につきまして、御質問等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第50号につきましても、次回会議で改めて意思集約をさせていただきます。

次に、協議第51号その他の事業（農業経営者協会）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料49ページをお開きください。

協議第51号その他の事業（農業経営者協会）についてでございます。提案内容は、中ほどにございますように、「塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。」というものでございます。

調整内容につきましては、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の最後のページ、51ページをごらんいただきたいと存じます。

農業経営者協会でございます。

塩江町では、香川県農業会議の呼びかけにより、農業委員会が事務局となり、過疎地域の活性化を図ることなどを目的に、塩江町農業経営者協会が設立され、研修会等さまざまな活動を行っておりまして、その運営や各種の事業実施について、町から補助金が支出されております。

一方、高松市には該当する組織はございません。

対応策でございますが、塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について実施するものとし、その後の対応については、改めて検討するものとするとし、調整案は、「塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について実施するものとする。」としたところでございます。

以上で、協議第51号についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第51号について、御質問等がございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

中條委員 塩江町の中條でございます。農業経営者協会につきまして、お願いをいたしたいと思っております。

私は、本協会の会員でありますし、また、合併協議会の委員というようなことで、双方の立場から発言をさせていただきたいと思っております。

農業経営者協会につきましては、県及び農業会議の呼びかけによりまして、県内幅広く設立されました会であります。この会は、自立系農家を中心といたしまして、塩江町におきましても一番大きい農業組織の一つであります。

私たち会員は、合併後もこの会の存続を望んでおりますし、本協会の趣旨を踏まえまして、塩江町農業経営者協会について、高松市の農業経営者協会として取り扱いをしていた

だきたいと、このように思いますし、その趣旨を要望していきたいと、このように思いますし、合併後につきましても、団体の位置づけについて御配慮いただきたいと、このようなことでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 対応策にもございましたように、その後の3年後の対応については、改めて検討するというところでございますので、そこでまた誠意を持って検討することをお願いいたします。

中條委員 よろしく願いします。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第51号につきましても、次回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を行うことといたします。

会議次第4 その他（1）住民説明会について

議長（増田会長） 次に、会議次第4その他でございますが、まず（1）の住民説明会について、事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、事務局から説明させていただきます。

会議資料の50ページをお開きください。

その他の（1）住民説明会についてでございます。

まず、アの目的でございますが、住民説明会は建設計画案を初め、協議会で協議してきた合併協定項目等の内容について住民に説明するとともに、直接意見を聴取し、建設計画の作成など、今後の合併協議に反映させるために開催するものでございます。

次に、イの実施主体は、塩江町で、ウの開催時期及び場所につきましては、資料には平成16年9月下旬から10月上旬となっておりますが、現時点におきましては9月28日、29日、30日、また10月6日、7日、8日の計6回、塩江町役場などでの開催を予定いたしております。

次に、エの説明内容でございますが、建設計画の案及び協議の状況について説明することといたしております。

以上で住民説明会についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました住民説明会の件について、御質問等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 その他 (2) 現地視察について

議長(増田会長) ないようでしたら、次に(2)の現地視察について、事務局から説明をいたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料5 1ページをごらんいただきたいと存じます。

現地視察について、御説明申し上げます。

まず、アの目的でございますが、第11回会議で提案いたしました建設計画の案におきまして、塩江町地域のまちづくりの考え方が示されたことなどを踏まえ、この機会に塩江町の主要な施設等を視察し、計画策定の参考とするというものでございます。

次に、イの実施時期でございますが、現段階では10月上旬に半日程度を予定いたしております。

次に、ウの視察場所でございますが、塩江町内の各施設等を予定いたしておりますが、今後、市町間で協議の上、対象の施設を選定してまいりたいと存じます。

なお、実施日時等につきましては、決まり次第、御案内させていただきますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長(増田会長) はい、ただいま説明のありました件について、何か御発言ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 その他 (3) 高松市・塩江町合併協議会会議開催予定について

議長(増田会長) 特にないようでしたら、次に(3)の高松市・塩江町合併協議会会議開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料5 2ページをごらんいただきたいと存じます。

高松市・塩江町合併協議会の会議の開催予定でございます。

次回の第13回会議につきましては、10月20日水曜日の午前9時30分から、本日より同じ場所、市役所13階の大会議室での開催を予定いたしております。

なお、できれば、次回の会議では、まだ未提出の案件につきましても、すべて提案でき

るように作業を進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします
します。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 以上が「その他」ということで事務局からの説明でございました。

この際、何か合併問題全般について、御発言がございましたら承りたいと存じますが。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、以上で本日の会議を閉じさせていただ
きたいと存じます。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・塩江町合併協議会第12回会議を閉会させていただきま
す。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

午後 2時59分 閉会

会議録署名委員

委員

大橋光政

委員

藤 沢 久 文